

第三号議案

会則の変更について

新会則	現行会則																								
(役員の種類) 第4条 本会は次の役員を置く。 <table> <tr> <td>1. 支部長</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>2. 副支部長</td><td>1～2名</td></tr> <tr> <td>3. 会計</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>4. 監事</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>5. 幹事</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>6. 相談役</td><td>若干名</td></tr> </table> (会費および会計) 第15条 本会の経費は校友会本部よりの援助金および会員より必要の都度徴収する会費を持ってこれにあてる。<u>なお、役員会の経費は校友会本部よりの「役員会援助金」を持ってこれにあてる。</u>	1. 支部長	1名	2. 副支部長	1～2名	3. 会計	1名	4. 監事	1名	5. 幹事	若干名	6. 相談役	若干名	(役員の種類) 第4条 本会は次の役員を置く。 <table> <tr> <td>1. 支部長</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>2. 副支部長</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>3. 会計</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>4. 監事</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>5. 幹事</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>6. 相談役</td><td>若干名</td></tr> </table> (会費および会計) 第15条 本会の経費は校友会本部よりの援助金および会員より必要の都度徴収する会費を持ってこれにあてる。	1. 支部長	1名	2. 副支部長	1名	3. 会計	1名	4. 監事	1名	5. 幹事	若干名	6. 相談役	若干名
1. 支部長	1名																								
2. 副支部長	1～2名																								
3. 会計	1名																								
4. 監事	1名																								
5. 幹事	若干名																								
6. 相談役	若干名																								
1. 支部長	1名																								
2. 副支部長	1名																								
3. 会計	1名																								
4. 監事	1名																								
5. 幹事	若干名																								
6. 相談役	若干名																								

○会則（案）全文

平成12年10月14日制定
平成20年11月15日改定

東京電機大学校友会・同窓会香川県支部会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「東京電機大学校友会・同窓会香川県支部」と称し、事務局は支部長が指定する所（香川県内）に置く。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、香川県に在住する学校法人東京電機大学および関連学校の卒業生で構成し、会員の入会・退会は自由とする。

第2章 役 員

(役員の種類)

第4条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| 1. 支部長 | 1名 |
| 2. 副支部長 | 1～2名 |
| 3. 会計 | 1名 |
| 4. 監事 | 1名 |
| 5. 幹事 | 若干名 |
| 6. 相談役 | 若干名 |

(役員の選任)

第5条 役員は会員の互選または推薦により、総会において会員の中から選出する。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
なお、役員に欠員が生じた場合の補充は、役員会の議決により選任することができる。任期は残存期間とする。

(支部長の職務)

- 第7条 支部長は本会を代表し会務を統轄する。

(副支部長の職務)

- 第8条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障あるときは代行する。

(監事の職務)

- 第9条 監事は本会の会計を監査する。

第3章 会 議

(会議の種類)

- 第10条 本会の会議は次の通りとする
1. 総会
2. 役員会

(総会の開催)

- 第11条 定時総会では、会務報告、収入・支出・予算、その他必要事項について審議する。
定時の総会は、2年に1回支部長が招集し議長には支部長があたる。
なお、必要のある場合は、臨時に総会を開催することができる。

第12条 総会の成立

総会は出席人員を持って成立する。

第13条 総会の議決

決議事項は出席者の過半数の賛成をもって、承認とする。
ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
なお、次の事項は出席者の3分の2以上の同意がなければ承認できないものとする。
1. 会則の変更
2. 会の解散

(役員会)

- 第14条 役員会は役員をもって構成し、開催は必要の都度支部長が召集し議長となる。
議決は第13条に準じる。

第4章 会 計

(会費および会計)

- 第15条 本会の経費は校友会本部よりの援助金および会員より必要の都度徴収する会費を持ってこれにあてる。なお、役員会の経費は校友会本部よりの「役員会援助金」を持ってこれにあてる。

(監 査)

- 第16条 本会の収支決算については、終始決算書を添えあらかじめ監事の監査を受けなければならない。

以上